



審議会等の公募委員候補者・市政モニター ご登録のお願い



市では、市民の皆さんのご意見を市政に反映させるため、「審議会等の公募委員候補者」および「市政モニター」への登録制度を設けています。無作為抽出された市民の皆さんを対象に、登録案内を2月上旬までに送付させていただきますので、ぜひご登録ください。

【審議会等の公募委員候補者】

問/政策企画課 ☎463-3089

市の審議会等にご出席いただく公募委員の候補者をあらかじめ名簿に登録するものです。委員の改選時に名簿から候補者を選び、委員への就任を依頼します。就任依頼のないまま2年の名簿登録期間を終える場合もあります。

- 登録期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間です。
- 審議会の一例…男女平等推進審議会／子ども・子育て会議／行政改革懇談会など
- 審議会によって開催回数、時間帯、報酬等は異なります。就任を依頼する際には、各審議会等の担当課からご案内します。



【市政モニター】

問/市政情報課 ☎463-3163

年に数回、市からのアンケートに回答していただくものです。

- 登録期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間です。
- アンケートは年に数回程度です（郵送、Eメールどちらかを選択できます）。
- アンケートの内容は、福祉や環境に関することや、市政全般について満足度や重要度などを伺うものです。
- モニターに対する報酬等はありません。



■登録および就任の流れ■

案内送付

市内に住所を有する満18歳以上の方から、地域、年齢等のバランスを考慮し、2,000人を無作為に抽出し、ご案内をお送りします（市議、市職員は除く）。

同意いただけない場合
返送は不要です。

登録に同意いただける場合

同封の「承諾書」に必要事項を記入のうえ、返送をお願いします。



【審議会等の公募委員候補者】

名簿に登録（登録期間は2年間）

【市政モニター】

名簿に登録（登録期間は2年間）

就任依頼案内

市の担当部署から委員就任のお願いを通知します。

モニター委嘱通知

市からモニターへ委嘱のお願いを通知します。

承諾の場合

審議会等の公募委員として会議に参加していただけます。

不承諾の場合

就任を見送ります。

調査依頼（通知）の実施

郵送またはメールでモニターに年数回アンケートの回答を依頼します。



※審議会等の公募委員候補者と市政モニターは、どちらか一方のみ登録することもできます。

アンケートの集計

回答回収後、担当課は回答をまとめ、その後に公表します（結果は郵送されます）。